草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市福祉バスの管理および運営に関する規則の一部改正（第９条関係）　新旧対照表

新　規　則　（案）	旧　規　則
その他の許可条件	その他の許可条件
（裏面） 1　許可の変更および取消し 次のいずれかに該当するときは、利用の許可をせず、または許可を変更し、もしくは許可の取消しをすることがあります。 (1)　利用者が、規則または許可条件に反して利用しようとした場合 (2)　災害等緊急な事態により、市がバスを使用する必要が生じた場合 (3)　天候その他の理由により、バスを運行することが危険であると市長が判断した場合 2　損害賠償 市は、規則第７条の規定による利用の許可の取消し等によって利用者が被った損害について、賠償の責を負いません。	

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市立隣保館条例施行規則の一部改正（第１０条関係）　　新旧対照表

新　規　則　（案）

第１条～第１１条　（略）

（使用料の還付）

第１２条　条例第１０条第２項ただし書の特別な理由があると認めるときは、次の各号に掲げる場合とし、それぞれ当該各号に定める額を還付するものとする。

(1)　災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき　全額

(2)～(5)　（略）

２　（略）

第１３条～第１８条　（略）

別記様式第１号（第１０条第１項関係）

隣保館使用許可申請書

年　月　日

宛

申請者　住所

団体名

代表者氏名

電話（　－　）

隣保館を使用したいので、次のとおり申請します。

使用目的	（予定人数　　）
使用日時	年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分まで（　　日間）
施設名	西一会館　・　新田会館　・　橋岡会館　・　常盤東総合センター
使用室名	
使用設備	
使用責任者	

（裏面）

旧　規　則

第１条～第１１条　（略）

（使用料の還付）

第１２条　条例第１０条第２項ただし書の特別な理由があると認めるときは、次の各号に掲げる場合とし、それぞれ当該各号に定める額を還付するものとする。

(1)　天災、地変等により施設を使用できないとき　全額

(2)～(5)　（略）

２　（略）

第１３条～第１８条　（略）

別記様式第１号（第１０条第１項関係）

隣保館使用許可申請書

年　月　日

宛

申請者　住所

団体名

代表者氏名

電話（　－　）

隣保館を使用したいので、次のとおり申請します。

使用目的	（予定人数　　）
使用日時	年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分まで（　　日間）
施設名	西一会館　・　新田会館　・　橋岡会館　・　常盤東総合センター
使用室名	
使用設備	
使用責任者	

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市立隣保館条例施行規則の一部改正（第１０条関係）　新旧対照表

新　規　則　（案）	旧　規　則
注１　災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。 ２　市は、条例第１２条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。	
別記様式第２号（第１０条第２項関係） 隣保館使用許可書 年　月　日 第　　号 申請者　住所 団体名 代表者氏名 電話（　－　）	別記様式第２号（第１０条第２項関係） 隣保館使用許可書 年　月　日 第　　号 申請者　住所 団体名 代表者氏名 電話（　－　）
年　月　日付けで申請のありました隣保館の使用については、次のとおり許可します。	年　月　日付けで申請のありました隣保館の使用については、次のとおり許可します。
使用目的　（予定人数　）	使用目的　（予定人数　）
使用日時　年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分まで（　日間）	使用日時　年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分まで（　日間）
施設名　西一会館・新田会館・橋岡会館・常盤東総合センター	施設名　西一会館・新田会館・橋岡会館・常盤東総合センター
使用室名	使用室名
使用設備	使用設備
使用責任者	使用責任者
（裏面） １　使用許可の取消し等 次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。 (1)　法令の規定に違反して使用しようとし、または使用したとき。	

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市立隣保館条例施行規則の一部改正（第１０条関係）　　新旧対照表

新　規　則　（案）	旧　規　則
(2)　使用のための手続きに違反したとき。 (3)　使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。 (4)　使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。 (5)　災害その他公益上必要が生じたとき。 (6)　その他市長が使用を不適当と認めるとき。 2　使用料の返還 次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。 (1)　災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき　全額 (2)　隣保館の管理上の都合により施設を使用できないとき　全額 (3)　条例第７条の規定により使用を許可された者が、使用日の４日前の日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき　全額 (4)　条例第７条の規定により使用を許可された者が、使用日の３日前の日から使用日の前日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき　５割相当額 (5)　前各号に掲げるもののほか、市長が特に還付する必要があると認めるとき　市長が定める額 3　損害賠償 (1)　使用者が、隣保館の設備等を汚損し、破損し、もしくは滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償していただきます。 (2)　市は、条例第１２条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。 別記様式第３号～別記様式第４号　（略）	別記様式第３号～別記様式第４号　（略）

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市立長寿の郷ロクハ荘条例施行規則の一部改正（第１１条関係）　新旧対照表

新　規　則　（案）

第１条～第１０条　（略）

別記様式第１号（第４条第３項関係）

草津市立長寿の郷ロクハ荘使用許可申請書

年　月　日

宛

住所
団体名
氏名（代表者名）
連絡先（電話番号）

草津市立長寿の郷ロクハ荘の下記施設を使用したいので、次のとおり申請します。

使用日		年　月　日（　）	
使用施設	老人福祉センター	会議室　和室1　和室2　調理室	
	ふれあいセンター	多目的ホール	
使用時間		午前　午前 時　分から　時　分まで 午後　午後	
使用目的			
使用人数		60歳以上	人
		大人（15歳以上～60歳未満（中学生を除く。））	人

旧　規　則

第１条～第１０条　（略）

別記様式第１号（第４条第３項関係）

草津市立長寿の郷ロクハ荘使用許可申請書

年　月　日

様

住所
団体名
氏名（代表者名）
連絡先（電話番号）

草津市立長寿の郷ロクハ荘の下記施設を使用したいので、次のとおり申請します。

使用日		年　月　日（　）	
使用施設	老人福祉センター	会議室　和室1　和室2　調理室	
	ふれあいセンター	多目的ホール	
使用時間		午前　午前 時　分から　時　分まで 午後　午後	
使用目的			
使用人数		60歳以上	人
		大人（15歳以上～60歳未満（中学生を除く。））	人

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市立長寿の郷ロクハ荘条例施行規則の一部改正（第１１条関係）　新旧対照表

新　規　則　（案）

	小人（小学生、中学生）	人
	上記以外の者	人

注１　災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。
２　市は、条例第１０条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第２号（第４条第４項関係）

草津市立長寿の郷ロクハ荘使用許可書

年　月　日

住所
団体名
氏名（代表者名）

年　月　日付けで申請のありました草津市立長寿の郷ロクハ荘の使用については、次のとおり許可します。

使用日		年　月　日（　）
使用施設	老人福祉センター	会議室　和室1　和室2　調理室
	ふれあいセンター	多目的ホール
使用時間		午前　時　分から　午前　時　分まで 午後　午後

旧　規　則

	小人（小学生、中学生）	人
	上記以外の者	人

別記様式第２号（第４条第４項関係）

草津市立長寿の郷ロクハ荘使用許可書

年　月　日

住所
団体名
氏名（代表者名）

年　月　日付けで申請のありました草津市立長寿の郷ロクハ荘の使用については、次のとおり許可します。

使用日		年　月　日（　）
使用施設	老人福祉センター	会議室　和室1　和室2　調理室
	ふれあいセンター	多目的ホール
使用時間		午前　時　分から　午前　時　分まで 午後　午後

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市立長寿の郷ロクハ荘条例施行規則の一部改正（第１１条関係）　新旧対照表

新規則（案）			旧規則		
使用目的			使用目的		
使用人数	60歳以上	人	使用人数	60歳以上	人
	大人（15歳以上～60歳未満（中学生を除く。））	人		大人（15歳以上～60歳未満（中学生を除く。））	人
	小人（小学生、中学生）	人		小人（小学生、中学生）	人
	上記以外の者	人		上記以外の者	人
許可条件	使用に際しては、草津市立長寿の郷ロクハ荘条例および同条例施行規則ならびに係員の指示に従うこと。		許可条件	使用に際しては、草津市立長寿の郷ロクハ荘条例および同条例施行規則ならびに係員の指示に従うこと。	

（裏面）

1　使用許可の取消し等

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

(1)　法令の規定に違反して使用しようとし、または使用したとき。
(2)　使用のための手続きに違反したとき。
(3)　使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。
(4)　使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。
(5)　災害その他公益上必要が生じたとき。
(6)　その他市長が使用を不適当と認めるとき。

2　損害賠償

(1)　使用者が、ロクハ荘の設備等を汚損し、破損し、もしくは滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償していただきます。
(2)　市は、条例第１０条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市立長寿の郷ロクハ荘条例施行規則の一部改正（第１１条関係）　新旧対照表

新　規　則　（案）

別記様式第３号（第５条第２項関係）

草津市立長寿の郷ロクハ荘使用料減免申請書

年　月　日

草津市長　　宛

住所
団体名
氏名（代表者名）
連絡先（電話番号）

草津市立長寿の郷ロクハ荘条例施行規則第５条第１項の規定に基づき草津市立長寿の郷ロクハ荘の使用料の減免を申請します。

使用日	年　月　日（　）	
使用施設	温浴施設　軽音楽室	
使用時間	午前／午後　時　分から　午前／午後　時　分まで	
使用目的		
使用人数	60歳以上	人
	大人（15歳以上～60歳未満（中学生を除く。））	人
	小人（小学生、中学生）	人
	上記以外の者	人
申請の理由	1　公用のため 2　高齢者福祉の増進を目的とした事業を実施するため （事業名　　） 3　その他 説明	

ここから下は、記入しないでください。

旧　規　則

別記様式第３号（第５条第２項関係）

草津市立長寿の郷ロクハ荘使用料減免申請書

年　月　日

草津市長　　様

住所
団体名
氏名（代表者名）
連絡先（電話番号）

草津市立長寿の郷ロクハ荘条例施行規則第５条第１項の規定に基づき草津市立長寿の郷ロクハ荘の使用料の減免を申請します。

使用日	年　月　日（　）	
使用施設	温浴施設　軽音楽室	
使用時間	午前／午後　時　分から　午前／午後　時　分まで	
使用目的		
使用人数	60歳以上	人
	大人（15歳以上～60歳未満（中学生を除く。））	人
	小人（小学生、中学生）	人
	上記以外の者	人
申請の理由	1　公用のため 2　高齢者福祉の増進を目的とした事業を実施するため （事業名　　） 3　その他 説明	

ここから下は、記入しないでください。

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市立長寿の郷ロクハ荘条例施行規則の一部改正（第１１条関係）　新旧対照表

新規則（案）	旧規則
審査 承認 規定の料金 円 減免額 円 棄却	審査 承認 規定の料金 円 減免額 円 棄却
決裁 所長 副所長 担当者 受付者	決裁 所長 副所長 担当者 受付者

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市立なごみの郷条例施行規則の一部改正（第１２条関係）　新旧対照表

新　規　則　（案）

第１条～第１０条　（略）

別記様式第１号（第４条第３項関係）

草津市立なごみの郷使用許可申請書

年　月　日

宛

住所
団体名
氏名（代表者名）
連絡先（電話番号）

草津市立なごみの郷の下記施設を使用したいので、次のとおり申請します。

使用日	年　月　日（　）	
使用施設	会議室　交流室　調理室　工房	
使用時間	午前　時　分から　午前　時　分まで 午後　午後	
使用目的		
使用人数	60歳以上	人
	大人（15歳以上～60歳未満（中学生を除く。））	人
	小人（小学生、中学生）	人
	上記以外の者	人

旧　規　則

第１条～第１０条　（略）

別記様式第１号（第４条第３項関係）

草津市立なごみの郷使用許可申請書

年　月　日

様

住所
団体名
氏名（代表者名）
連絡先（電話番号）

草津市立なごみの郷の下記施設を使用したいので、次のとおり申請します。

使用日	年　月　日（　）	
使用施設	会議室　交流室　調理室　工房	
使用時間	午前　時　分から　午前　時　分まで 午後　午後	
使用目的		
使用人数	60歳以上	人
	大人（15歳以上～60歳未満（中学生を除く。））	人
	小人（小学生、中学生）	人
	上記以外の者	人

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市立なごみの郷条例施行規則の一部改正（第１２条関係）　新旧対照表

新　規　則　（案）	旧　規　則
（裏面） 注１　災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。 ２　市は、条例第８条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。	
様式第２号（第４条第４項関係） 草津市立なごみの郷使用許可書 年　月　日 住所 団体名 氏名（代表者名） 年　月　日付けで申請のありました草津市立なごみの郷の使用については、次のとおり許可します。	様式第２号（第４条第４項関係） 草津市立なごみの郷使用許可書 年　月　日 住所 団体名 氏名（代表者名） 年　月　日付けで申請のありました草津市立なごみの郷の使用については、次のとおり許可します。

新		旧	
使用日	年　月　日（　）	使用日	年　月　日（　）
使用施設	会議室　交流室　調理室　工房	使用施設	会議室　交流室　調理室　工房
使用時間	午前　午前 時　分から　時　分まで 午後　午後	使用時間	午前　午前 時　分から　時　分まで 午後　午後
使用目的		使用目的	
使用人数	60歳以上　人	使用人数	60歳以上　人

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市立なごみの郷条例施行規則の一部改正（第１２条関係）　新旧対照表

新　規　則　（案）

	大人（15歳以上～60歳未満（中学生を除く。））	人
	小人（小学生、中学生）	人
	上記以外の者	人
許可条件	使用に際しては、草津市立なごみの郷条例および同条例施行規則ならびに係員の指示に従うこと。	

（裏面）

1　使用許可の取消し等

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

(1)　法令の規定に違反して使用しようとし、または使用したとき。

(2)　使用のための手続きに違反したとき。

(3)　使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。

(4)　使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。

(5)　災害その他公益上必要が生じたとき。

(6)　その他市長が使用を不適当と認めるとき。

2　損害賠償

(1)　使用者が、なごみの郷の設備等を汚損し、破損し、もしくは滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償していただきます。

(2)　市は、条例第８条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第３号（第５条第２項関係）

草津市立なごみの郷使用料減免申請書

年　月　日

草津市長　　宛

住所

旧　規　則

	大人（15歳以上～60歳未満（中学生を除く。））	人
	小人（小学生、中学生）	人
	上記以外の者	人
許可条件	使用に際しては、草津市立なごみの郷条例および同条例施行規則ならびに係員の指示に従うこと。	

別記様式第３号（第５条第２項関係）

草津市立なごみの郷使用料減免申請書

年　月　日

草津市長　　様

住所

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則

草津市立なごみの郷条例施行規則の一部改正（第１２条関係）　新旧対照表

新　規　則　（案）

団体名
氏名（代表者名）
連絡先（電話番号）

草津市立なごみの郷条例施行規則第５条第１項の規定に基づき草津市立なごみの郷の使用料を減免くださるよう申請します。

使用日	年　月　日（　）	
使用施設	温浴施設　軽音楽室	
使用時間	午前　時　分から　午前　時　分まで 午後　　午後	
使用目的		
使用人数	60歳以上	人
	大人（15歳以上～60歳未満（中学生を除く。））	人
	小人（小学生、中学生）	人
	上記以外の者	人
申請の理由	草津市立なごみの郷条例施行規則第4条第1項第　号に該当するため。 事業名： 説明：	

ここから下は、記入しないでください。

審査	承認	規定の料金	円
		減免額	円
	棄却		

決裁		所長	副所長	担当者	受付者

旧　規　則

団体名
氏名（代表者名）
連絡先（電話番号）

草津市立なごみの郷条例施行規則第５条第１項の規定に基づき草津市立なごみの郷の使用料を減免くださるよう申請します。

使用日	年　月　日（　）	
使用施設	温浴施設　軽音楽室	
使用時間	午前　時　分から　午前　時　分まで 午後　　午後	
使用目的		
使用人数	60歳以上	人
	大人（15歳以上～60歳未満（中学生を除く。））	人
	小人（小学生、中学生）	人
	上記以外の者	人
申請の理由	草津市立なごみの郷条例施行規則第4条第1項第　号に該当するため。 事業名： 説明：	

ここから下は、記入しないでください。

審査	承認	規定の料金	円
		減免額	円
	棄却		

決裁		所長	副所長	担当者	受付者

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市立障害者福祉センター条例施行規則の一部改正（第１３条関係）　新旧対照表

新　規　則　（案）

第１条～第５条　（略）

（使用料の還付）

第６条　条例第１１条第３項ただし書に規定する特別の理由は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める額の使用料を還付する。

(1)　災害その他公益上必要がありセンターの施設を使用できないとき。　全額

(2)～(5)　（略）

２　（略）

第７条～第１１条　（略）

別記様式第１号（第３条第１項関係）

草津市立障害者福祉センター使用許可申請書

年　月　日

草津市長　宛

申請者
住　所
団体名
代表者氏名

草津市立障害者福祉センターを使用したいので、下記のとおり申請します。

使用目的		使用人数　人
使用日時	年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分まで	
使用施設	学習室A(図書室側) 学習室B(エレベーター側)	
使用責任者	住所 氏名　電話番号	

旧　規　則

第１条～第５条　（略）

（使用料の還付）

第６条　条例第１１条第３項ただし書に規定する特別の理由は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める額の使用料を還付する。

(1)　天災、地変等によりセンターの施設を使用できないとき。　全額

(2)～(5)　（略）

２　（略）

第７条～第１１条　（略）

別記様式第１号（第３条第１項関係）

草津市立障害者福祉センター使用許可申請書

年　月　日

草津市長　様

申請者
住　所
団体名
代表者氏名

草津市立障害者福祉センターを使用したいので、下記のとおり申請します。

使用目的		使用人数　人
使用日時	年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分まで	
使用施設	学習室A(図書室側) 学習室B(エレベーター側)	
使用責任者	住所 氏名　電話番号	

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則

草津市立障害者福祉センター条例施行規則の一部改正（第１３条関係）　新旧対照表

新　規　則　（案）

草津市立障害者福祉センター条例施行規則第５条第１項第　　号に該当するので、使用料の減免をお願いします。

以下は、記入する必要はありません。

使用料金	円
減免額	円
減免理由	条例施行規則第５条　第１号　第２号　第３号　第４号
備　考	

注１　災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

２　市は、条例第１０条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第２号（第３条第３項関係）

許可番号

草津市立障害者福祉センター使用許可書

年　月　日

様

草津市長

年　月　日付けで申請のありました草津市立障害者福祉センターの使用については、下記のとおり許可します。

使用目的		使用人数　人

旧　規　則

草津市立障害者福祉センター条例施行規則第５条第１項第　　号に該当するので、使用料の減免をお願いします。

以下は、記入する必要はありません。

使用料金	円
減免額	円
減免理由	条例施行規則第５条　第１号　第２号　第３号　第４号
備　考	

別記様式第２号（第３条第３項関係）

許可番号

草津市立障害者福祉センター使用許可書

年　月　日

様

草津市長

年　月　日付けで申請のありました草津市立障害者福祉センターの使用については、下記のとおり許可します。

使用目的		使用人数　人

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市立障害者福祉センター条例施行規則の一部改正（第１３条関係）　新旧対照表

新　規　則　（案）		旧　規　則	
使用日時	年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分まで	使用日時	年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分まで
使用施設	学習室A(図書室側) 学習室B(エレベーター側)	使用施設	学習室A(図書室側) 学習室B(エレベーター側)
使用料金	円	使用料金	円
減免額	円	減免額	円
減免理由	草津市立障害者福祉センター条例施行規則第５条第１項第　　号に該当するので、使用料の減免をします。	減免理由	草津市立障害者福祉センター条例施行規則第５条第１項第　　号に該当するので、使用料の減免をします。
許可条件	使用に際しては、草津市立障害者福祉センター条例および同条例施行規則ならびに係員の指示に従うこと。	許可条件	使用に際しては、草津市立障害者福祉センター条例および同条例施行規則ならびに係員の指示に従うこと。
備　考		備　考	

（裏面）

1　使用許可の取消し等

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

(1)　法令の規定に違反して使用しようとし、または使用したとき。

(2)　使用のための手続きに違反したとき。

(3)　使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。

(4)　使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。

(5)　災害その他公益上必要が生じたとき。

(6)　その他市長が使用を不適当と認めるとき。

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市立障害者福祉センター条例施行規則の一部改正（第１３条関係）　新旧対照表

新　規　則　（案）	旧　規　則
2　使用料の返還 次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。 (1)　災害その他公益上必要がありセンターの施設を使用できないとき　全額 (2)　センターの管理上の都合により、センターの施設を使用できないとき　全額 (3)　条例第１０条第１項に規定する使用者（以下「使用者」という。）が、使用日の４日前の日までに学習室の使用の取消しを申し出たとき　全額 (4)　使用者が、使用日の３日前の日から前日までに学習室の使用の取消しを申し出たとき　５割相当額 (5)　市長が特に還付する必要があると認めたとき　市長が定める額 3　損害賠償 (1)　使用者が、センターの施設を汚損し、破損し、または滅失したときは、原状に回復し、またはその損害について賠償していただきます。 (2)　市は、条例第１０条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。	
別記様式第３号（第６条第２項関係） 草津市立障害者福祉センター使用料還付申請書 年　月　日 草津市長　宛 住　所 団体名 代表者氏名 下記のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。	別記様式第３号（第６条第２項関係） 草津市立障害者福祉センター使用料還付申請書 年　月　日 草津市長　様 住　所 団体名 代表者氏名 下記のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市立障害者福祉センター条例施行規則の一部改正（第１３条関係）　新旧対照表

新　規　則　（案）

使用目的		使用人数 人	
使用日時	年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分まで		
使用施設	学習室A(図書室側) 学習室B(エレベーター側)		
許可年月日・番号	年　月　日　第　号		
使用料	円	還付額	円
還付理由	草津市立障害者福祉センター条例施行規則第６条第１項第　号に該当するので、使用料の還付を申請します。		

以下は記入する必要はありません。

使用料還付決裁					指示事項
			担当者	係員	
還付決定額		円	還付年月日		年　月　日
備考					

旧　規　則

使用目的		使用人数 人	
使用日時	年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分まで		
使用施設	学習室A(図書室側) 学習室B(エレベーター側)		
許可年月日・番号	年　月　日　第　号		
使用料	円	還付額	円
還付理由	草津市立障害者福祉センター条例施行規則第６条第１項第　号に該当するので、使用料の還付を申請します。		

以下は記入する必要はありません。

使用料還付決裁					指示事項
			担当者	係員	
還付決定額		円	還付年月日		年　月　日
備考					

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市立さわやか保健センター条例施行規則の一部改正（第１４条関係）　新旧対照表

新　規　則　（案）

第１条～第１３条　（略）

別記様式第１号（第９条第１項関係）

受付番号

草津市立さわやか保健センター使用許可申請書

年　月　日

草津市長　　宛

申請者　住所

氏名　　印

電話

次のとおり、草津市立さわやか保健センターを使用したいので許可してくださるようお願いします。なお、使用に際しましては草津市立さわやか保健センター条例および同条例施行規則の規定に従います。

使用目的	
使用日時	年　月　日　曜日　時　分から　時　分まで
使用施設	
使用設備等	
使用団体名	
使用中の責任者	住所　氏名　電話
使用予定人員	人

備考	

旧　規　則

第１条～第１３条　（略）

別記様式第１号（第９条第１項関係）

受付番号

草津市立さわやか保健センター使用許可申請書

年　月　日

草津市長　　様

申請者　住所

氏名　　印

電話

次のとおり、草津市立さわやか保健センターを使用したいので許可してくださるようお願いします。なお、使用に際しましては草津市立さわやか保健センター条例および同条例施行規則の規定に従います。

使用目的	
使用日時	年　月　日　曜日　時　分から　時　分まで
使用施設	
使用設備等	
使用団体名	
使用中の責任者	住所　氏名　電話
使用予定人員	人

備考	

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市立さわやか保健センター条例施行規則の一部改正（第１４条関係）　新旧対照表

新　規　則　（案）	旧　規　則
決　裁　所長　係長　担当　合　議	決　裁　所長　係長　担当　合　議
注１　災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。 ２　市は、条例第５条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。	
別記様式第２号　（略）	別記様式第２号　（略）

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市立クリーンセンター管理規則の一部改正（第１５条関係）　新旧対照表

新　規　則　（案）

第１条～第１２条　（略）

（使用料の還付）

第１３条　条例第６条第４項ただし書の特別な理由は、次の各号に掲げる場合とし、それぞれ当該各号に定める額を還付するものとする。

(1)　災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき　全額

(2)～(5)　（略）

２　（略）

第１４条～第１７条　（略）

別表　（略）

別記様式第１号（第９条第１項関係）

年度　第　号

草津市立クリーンセンター多目的室等使用許可申請書

年　月　日

草津市長　宛

（ふりがな）

住　所　　現場責任者

（ふりがな）

申請者　団体名　　電　話

（ふりがな）

代表者名　　（携帯電話）

草津市立クリーンセンターの多目的室等を使用したいので、次のとおり申請します。

なお、使用に際しては、草津市立クリーンセンター条例、同条例管理規則および係員の指示に従います。

使用目的			使用人数（予定）	人
使用日時	年　月　日（　）　時　分　～　時　分			
使用施設	・多目的室　・研修室			
使用料	施設		円	
	付属設備等	・液晶プロジェクター	円	
		・音響システム	円	

旧　規　則

第１条～第１２条　（略）

（使用料の還付）

第１３条　条例第６条第４項ただし書の特別な理由は、次の各号に掲げる場合とし、それぞれ当該各号に定める額を還付するものとする。

(1)　天災、地変等により施設を使用できないとき　全額

(2)～(5)　（略）

２　（略）

第１４条～第１７条　（略）

別表　（略）

別記様式第１号（第９条第１項関係）

年度　第　号

草津市立クリーンセンター多目的室等使用許可申請書

年　月　日

草津市長　宛

（ふりがな）

住　所　　現場責任者

（ふりがな）

申請者　団体名　　電　話

（ふりがな）

代表者名　　（携帯電話）

草津市立クリーンセンターの多目的室等を使用したいので、次のとおり申請します。

なお、使用に際しては、草津市立クリーンセンター条例、同条例管理規則および係員の指示に従います。

使用目的			使用人数（予定）	人
使用日時	年　月　日（　）　時　分　～　時　分			
使用施設	・多目的室　・研修室			
使用料	施設		円	
	付属設備等	・液晶プロジェクター	円	
		・音響システム	円	

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市立クリーンセンター管理規則の一部改正（第１５条関係）　新旧対照表

新　規　則　（案）

		・ワイヤレスマイクハンド型	円
		・ワイヤレスマイクタイピン型	円
		・ダイナミックマイク	円
		・卓上型マイクスタンド	円
		・床上型マイクスタンド	円
		・CDプレイヤー	円
		・BDプレイヤー	円
合計			円
減免額			円
差引			円
適　用	草津市立クリーンセンター管理規則第12条第1項第　号に該当		許可番号第　号

注１　災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

２　市は、条例第５条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第２号（第１０条第１項関係）

草津市立クリーンセンター多目的室等使用許可書

年　月　日

（ふりがな）
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿現場責任者＿＿＿＿＿＿
（ふりがな）
団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿電　話＿＿＿＿＿＿
（ふりがな）
代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様　（携帯電話）＿＿＿＿＿＿

草津市長

草津市立クリーンセンターの多目的室等の使用については、次のとおり許可します。

旧　規　則

		・ワイヤレスマイクハンド型	円
		・ワイヤレスマイクタイピン型	円
		・ダイナミックマイク	円
		・卓上型マイクスタンド	円
		・床上型マイクスタンド	円
		・CDプレイヤー	円
		・BDプレイヤー	円
合計			円
減免額			円
差引			円
適　用	草津市立クリーンセンター管理規則第12条第1項第　号に該当		許可番号第　号

別記様式第２号（第１０条第１項関係）

草津市立クリーンセンター多目的室等使用許可書

年　月　日

（ふりがな）
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿現場責任者＿＿＿＿＿＿
（ふりがな）
団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿電　話＿＿＿＿＿＿
（ふりがな）
代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様　（携帯電話）＿＿＿＿＿＿

草津市長

草津市立クリーンセンターの多目的室等の使用については、次のとおり許可します。

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市立クリーンセンター管理規則の一部改正（第１５条関係）　新旧対照表

新　規　則　（案）

使用目的		使用人数（予定）	人
使用日時	年　月　日（　）　時　分　～　時　分		
使用施設	・多目的室　・研修室		
使用料	施設		円
	付属設備等	・液晶プロジェクター	円
		・音響システム	円
		・ワイヤレスマイクハンド型	円
		・ワイヤレスマイクタイピン型	円
		・ダイナミックマイク	円
		・卓上型マイクスタンド	円
		・床上型マイクスタンド	円
		・CD プレイヤー	円
		・BD プレイヤー	円
合計			円
減免額			円
差引			円
適用	草津市立クリーンセンター管理規則第 12 条第 1 項第　号に該当	許可番号第　号	
使用条件	遵守事項を必ず守ること。		

（裏面）

1　使用許可の取消し等

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使

旧　規　則

使用目的		使用人数（予定）	人
使用日時	年　月　日（　）　時　分　～　時　分		
使用施設	・多目的室　・研修室		
使用料	施設		円
	付属設備等	・液晶プロジェクター	円
		・音響システム	円
		・ワイヤレスマイクハンド型	円
		・ワイヤレスマイクタイピン型	円
		・ダイナミックマイク	円
		・卓上型マイクスタンド	円
		・床上型マイクスタンド	円
		・CD プレイヤー	円
		・BD プレイヤー	円
合計			円
減免額			円
差引			円
適用	草津市立クリーンセンター管理規則第 12 条第 1 項第　号に該当	許可番号第　号	
使用条件	遵守事項を必ず守ること。		

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市立クリーンセンター管理規則の一部改正（第１５条関係）　新旧対照表

新　規　則　（案）	旧　規　則
用を停止し、もしくは制限することがあります。 (1)　法令の規定に違反して使用しようとし、または使用したとき。 (2)　使用のための手続きに違反したとき。 (3)　使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。 (4)　使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。 (5)　災害その他公益上必要が生じたとき。 (6)　その他市長が使用を不適当と認めるとき。 2　使用料の返還 次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。 (1)　災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき　全額 (2)　クリーンセンターの管理上の都合により施設を使用できないとき　全額 (3)　条例第３条第１項の規定により使用を許可された者が、使用日の４日前の日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき　全額 (4)　条例第３条第１項の規定により使用を許可された者が、使用日の３日前の日から使用日の前日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき　５割相当額 (5)　前各号に掲げるもののほか、市長が特に還付する必要があると認めるとき　市長が定める額 3　損害賠償 (1)　使用者が、クリーンセンターの設備等を汚損し、破損し、もしくは滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償していただきます。 (2)　市は、条例第５条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。 ●遵守事項　（略） 別記様式第３号～別記様式第４号　（略）	●遵守事項　（略） 別記様式第３号～別記様式第４号　（略）

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市営火葬場条例施行規則の一部改正（第１６条関係）　新旧対照表

新　規　則　（案）

第１条～第１２条　（略）

別記様式第１号（第５条関係）

草津市営火葬場使用申請書

草津市長　宛

年　月　日

草津市営火葬場を使用したいので、次のとおり申し込みます。

受付番号	

使用者	フリガナ		死亡者との続柄	
	氏　名	印		
	住　所	都道府県　市区町村　町丁目　番地番号		
死亡者	フリガナ		使用日時	月　日　時　分
	氏　名			
	住　所	都道府県　市区町村　町丁目　番地番号		

区分	死体・死胎等・その他	使用料	円	減免の有無	有　無
	大人　・　小人				

死胎の場合（生年月日）	年　月　日生	ペースメーカー等の装着	有　・　無
（減免理由）			

※　死亡者の住所については、死亡時の住所を記入すること。

（裏面）

注１　災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

旧　規　則

第１条～第１２条　（略）

別記様式第１号（第５条関係）

草津市営火葬場使用申請書

草津市長　様

年　月　日

草津市営火葬場を使用したいので、次のとおり申し込みます。

受付番号	

使用者	フリガナ		死亡者との続柄	
	氏　名	印		
	住　所	都道府県　市区町村　町丁目　番地番号		
死亡者	フリガナ		使用日時	月　日　時　分
	氏　名			
	住　所	都道府県　市区町村　町丁目　番地番号		

区分	死体・死胎等・その他	使用料	円	減免の有無	有　無
	大人　・　小人				

死胎の場合（生年月日）	年　月　日生	ペースメーカー等の装着	有　・　無
（減免理由）			

※　死亡者の住所については、死亡時の住所を記入すること。

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市営火葬場条例施行規則の一部改正（第１６条関係）　新旧対照表

新　規　則　（案）

２　市は、条例第４条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第２号（第６条関係）

草津市営火葬場使用許可書兼領収書

年　月　日

			受付番号	
使用者	フリガナ		死亡者との続柄	
	氏　名			
	住　所	都道府県　市区町村　町丁目　番地番号		
死亡者	フリガナ		使用日時	月　日　時　分
	氏　名			
	住　所	都道府県　市区町村　町丁目　番地番号		
区分	死体・死胎等・その他	使用料	円	減免の有無　有　無

上記のとおり草津市営火葬場の使用を許可します。

草津市長　印

領　収　書

上記の使用料を領収しました。

（裏面）

注１　使用許可の取消し等

災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

２　使用料の返還

上記１の場合は、既納の使用料の全部を返還します。

旧　規　則

別記様式第２号（第６条関係）

草津市営火葬場使用許可書兼領収書

年　月　日

			受付番号	
使用者	フリガナ		死亡者との続柄	
	氏　名			
	住　所	都道府県　市区町村　町丁目　番地番号		
死亡者	フリガナ		使用日時	月　日　時　分
	氏　名			
	住　所	都道府県　市区町村　町丁目　番地番号		
区分	死体・死胎等・その他	使用料	円	減免の有無　有　無

上記のとおり草津市営火葬場の使用を許可します。

草津市長　印

領　収　書

上記の使用料を領収しました。

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市営火葬場条例施行規則の一部改正（第１６条関係）　新旧対照表

新　規　則　（案）	旧　規　則
３　損害賠償 市は、条例第４条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。	

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市まちなか交流施設設置条例施行規則の一部改正（第１７条関係）　新旧対照表

新　規　則　（案）	旧　規　則
第１条～第５条　（略） （使用料の還付） 第６条　条例第７条第３項ただし書の特別な理由があると認めるときは、次の各号に掲げる場合とし、それぞれ当該各号に定める額を還付するものとする。 (1)　災害その他公益上必要がありイベント広場を使用できないとき　全額 (2)～(5)　（略） ２　（略） 第７条～第１０条　（略） 別記様式第１号（第３条第１項関係） 草津市まちなか交流施設イベント広場使用許可申請書 年　月　日 草津市長　宛 申請者 住所 団体名 氏名（代表者名）　印 連絡先（電話番号） 草津市まちなか交流施設イベント広場を使用したいので、次のとおり申請します。 使用日　年　月　日（　） 使用施設	第１条～第５条　（略） （使用料の還付） 第６条　条例第７条第３項ただし書の特別な理由があると認めるときは、次の各号に掲げる場合とし、それぞれ当該各号に定める額を還付するものとする。 (1)　天災、地変等によりイベント広場を使用できないとき　全額 (2)～(5)　（略） ２　（略） 第７条～第１０条　（略） 別記様式第１号（第３条第１項関係） 草津市まちなか交流施設イベント広場使用許可申請書 年　月　日 草津市長　様 申請者 住所 団体名 氏名（代表者名）　印 連絡先（電話番号） 草津市まちなか交流施設イベント広場を使用したいので、次のとおり申請します。 使用日　年　月　日（　） 使用施設

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市まちなか交流施設設置条例施行規則の一部改正（第１７条関係）　新旧対照表

新　規　則　（案）

使用時間	午前／午後　時　分から　午前／午後　時　分まで
使用目的	
使用人数	人

注１　災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。
２　市は、条例第６条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第２号（第３条第３項関係）

草津市まちなか交流施設イベント広場使用許可書

年　月　日

住所
団体名
氏名（代表者名）　様
草津市長

年　月　日付けで申請のありました草津市まちなか交流施設イベント広場の使用については、次のとおり許可します。

使用日	年　月　日（　）
使用施設	

旧　規　則

使用時間	午前／午後　時　分から　午前／午後　時　分まで
使用目的	
使用人数	人

別記様式第２号（第３条第３項関係）

草津市まちなか交流施設イベント広場使用許可書

年　月　日

住所
団体名
氏名（代表者名）　様
草津市長

年　月　日付けで申請のありました草津市まちなか交流施設イベント広場の使用については、次のとおり許可します。

使用日	年　月　日（　）
使用施設	

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市まちなか交流施設設置条例施行規則の一部改正（第１７条関係）　新旧対照表

新規則（案）		旧規則	
使用時間	午前／午後　時　分から　午前／午後　時　分まで	使用時間	午前／午後　時　分から　午前／午後　時　分まで
使用目的		使用目的	
使用人数	人	使用人数	人
許可条件	使用に際しては、草津市まちなか交流施設条例および同条例施行規則ならびに係員の指示に従うこと。	許可条件	使用に際しては、草津市まちなか交流施設条例および同条例施行規則ならびに係員の指示に従うこと。

（裏面）

1　使用許可の取消し等

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

(1)　法令の規定に違反して使用しようとし、または使用したとき。
(2)　使用のための手続きに違反したとき。
(3)　使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。
(4)　使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。
(5)　災害その他公益上必要が生じたとき。
(6)　その他市長が使用を不適当と認めるとき。

2　使用料の返還

次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。

(1)　災害その他公益上必要がありイベント広場を使用できないとき　全額

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市まちなか交流施設設置条例施行規則の一部改正（第１７条関係）　新旧対照表

新　規　則　（案）	旧　規　則
(2)　交流施設の管理上の都合によりイベント広場を使用できないとき　全額 (3)　条例第６条第１項に規定する使用者（以下「使用者」という。）が、使用日の４日前の日までに自らの都合によりイベント広場の使用を取り消したとき　全額 (4)　使用者が、使用日の３日前の日から前日までに自らの都合によりイベント広場の使用を取り消したとき　５割相当額 (5)　市長が特に還付する必要があると認めたとき　市長が定める額 ３　損害賠償 (1)　使用者が、交流施設の設備等を汚損し、破損し、もしくは滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償していただきます。 (2)　市は、条例第６条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。	
別記様式第３号（第５条第２項関係） 草津市まちなか交流施設イベント広場使用料減免申請書 年　月　日 草津市長　　宛 申請者 住所 団体名 氏名（代表者名）　印 連絡先（電話番号） 次により使用料の減免を受けたいので申請します。	別記様式第３号（第５条第２項関係） 草津市まちなか交流施設イベント広場使用料減免申請書 年　月　日 草津市長　　様 申請者 住所 団体名 氏名（代表者名）　印 連絡先（電話番号） 次により使用料の減免を受けたいので申請します。

使用日時	年　月　日　時　分から　時　分まで
使用施設	
使用時間	午前／午後　時　分から　午前／午後　時　分まで

使用日時	年　月　日　時　分から　時　分まで
使用施設	
使用時間	午前／午後　時　分から　午前／午後　時　分まで

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市まちなか交流施設設置条例施行規則の一部改正（第１７条関係）　新旧対照表

新　規　則　（案）

使用人数	人		
減免申請額	円		
減免申請理由		左の該当理由	

以下は記入しないでください。

使用料減免決裁	課長	係長	担当者	合議	処理	減免決定額 円
備考						

別記様式第４号（第６条第２項関係）

草津市まちなか交流施設イベント広場使用料還付申請書

年　月　日

草津市長　宛

申請者
住所
団体名
氏名（代表者名）　印
連絡先（電話番号）

次のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。

使用日時	年　月　日　時　分から　時　分まで
使用施設	
使用時間	午前　時　分から　午前　時　分まで 午後　午後
使用人数	人

旧　規　則

使用人数	人		
減免申請額	円		
減免申請理由		左の該当理由	

以下は記入しないでください。

使用料減免決裁	課長	係長	担当者	合議	処理	減免決定額 円
備考						

別記様式第４号（第６条第２項関係）

草津市まちなか交流施設イベント広場使用料還付申請書

年　月　日

草津市長　様

申請者
住所
団体名
氏名（代表者名）　印
連絡先（電話番号）

次のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。

使用日時	年　月　日　時　分から　時　分まで
使用施設	
使用時間	午前　時　分から　午前　時　分まで 午後　午後
使用人数	人

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市まちなか交流施設設置条例施行規則の一部改正（第１７条関係）　新旧対照表

新　規　則　（案）

使用料		使用許可日	年　月　日
還付申請理由			

以下は記入しないでください。

使用料還付決裁	課長	係長	担当	合議	処理	還付決定額　円
						還付年月日　年　月　日
備考						

旧　規　則

使用料		使用許可日	年　月　日
還付申請理由			

以下は記入しないでください。

使用料還付決裁	課長	係長	担当	合議	処理	還付決定額　円
						還付年月日　年　月　日
備考						

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市立市民交流プラザ条例施行規則の一部改正（第１８条関係）　新旧対照表

新　規　則　（案）	旧　規　則
第１条　（略） （指定管理者による管理） 第２条　条例第４条の規定により指定管理者に草津市立市民交流プラザ（以下「市民交流プラザ」という。）の管理を行わせる場合においては、第４条、第５条第１項、第７条第２項および第８条第２項の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第５条第２項および第６条の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。 第３条～第７条　（略） （使用料の還付） 第８条　条例第８条第４項ただし書の特別な理由は、次の各号に掲げる場合とし、それぞれ当該各号に定める額を還付するものとする。 (1)　災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき　全額 (2)～(5)　（略） ２　（略） 第９条～第１３条　（略） 別表　（略） 別記様式第1号（第4条第1項関係） 年度　第　号 草津市立市民交流プラザ使用許可申請書 年　月　日 草津市長　宛 （ふりがな） 住　所　現場責任者 （ふりがな） 申請者　団体名　電　話 （ふりがな） 代表者名　（携帯電話） 草津市立市民交流プラザを使用したいので、次のとおり申請します。 なお、使用に際しては、草津市立市民交流プラザ条例、同　施行規則および係員の指	第１条　（略） （指定管理者による管理） 第２条　条例第４条の規定により指定管理者に草津市立市民交流プラザ（以下「市民交流プラザ」という。）の管理を行わせる場合においては、第４条、第５条第１項、第７条第２項および第８条第２項の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第４条第２項および第６条の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。 第３条～第７条　（略） （使用料の還付） 第８条　条例第８条第４項ただし書の特別な理由は、次の各号に掲げる場合とし、それぞれ当該各号に定める額を還付するものとする。 (1)　天災、地変等により施設を使用できないとき　全額 (2)～(5)　（略） ２　（略） 第９条～第１３条　（略） 別表　（略） 別記様式第1号（第4条第1項関係） 年度　第　号 草津市立市民交流プラザ使用許可申請書 年　月　日 草津市長　宛 （ふりがな） 住　所　現場責任者 （ふりがな） 申請者　団体名　電　話 （ふりがな） 代表者名　（携帯電話） 草津市立市民交流プラザを使用したいので、次のとおり申請します。 なお、使用に際しては　津市立市民交流プラザ条例、同条例施行規則および係員の指

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市立市民交流プラザ条例施行規則の一部改正（第１８条関係）　新旧対照表

新　規　則　（案）

示に従います。

使用目的		使用人数	人
		（予定）	
使用日時	年　月　日（　）　時　分　～　時　分		
使用施設	・大会議室　・中会議室　・和室(A・B・C) ・小会議室1(A・B)・小会議室2(A・B)・小会議室3(A・B) ・小会議室4　・小会議室5　・小会議室6 ・創作室　・調理実習室　・音楽室 ・軽運動室1　・軽運動室2　・託児室		
営利・入場料等	有・無	内容	

使用料

施設等		付属設備			
施設	円	チューナー	円	グランドピアノ	円
市外	円	ワイヤレスマイク（　）	円	展示パネル（　）	円
営利	円	有線マイク（　）	円	会議机（　）	円
入場料	円	ピンマイク（　）	円	会議用椅子（　）	円
持込料	円	液晶プロジェクター(大会議室)	円	パイプ椅子（　）	円
	円	簡易液晶プロジェクター		ボーダーライト	
		ビデオデッキ		サスペンションライト	
		DVDプレイヤー			
計	円	書画カメラ	円	計	円
備考：				合計	円
減免額			円	差引	円

適用	草津市立市民交流プラザ条例施行規則第7条第1項第　号に該当	許可番号 第　号

旧　規　則

示に従います。

使用目的		使用人数	人
		（予定）	
使用日時	年　月　日（　）　時　分　～　時　分		
使用施設	・大会議室　・中会議室　・和室(A・B・C) ・小会議室1(A・B)・小会議室2(A・B)・小会議室3(A・B) ・小会議室4　・小会議室5　・小会議室6 ・創作室　・調理実習室　・音楽室 ・軽運動室1　・軽運動室2　・託児室		
営利・入場料等	有・無	内容	

使用料

施設等		付属設備			
施設	円	チューナー	円	グランドピアノ	円
市外	円	ワイヤレスマイク（　）	円	展示パネル（　）	円
営利	円	有線マイク（　）	円	会議机（　）	円
入場料	円	ピンマイク（　）	円	会議用椅子（　）	円
持込料	円	液晶プロジェクター(大会議室)	円	パイプ椅子（　）	円
	円	簡易液晶プロジェクター		ボーダーライト	
		ビデオデッキ		サスペンションライト	
		DVDプレイヤー			
計	円	書画カメラ	円	計	円
備考：				合計	円
減免額			円	差引	円

適用	草津市立市民交流プラザ条例施行規則第7条第1項第　号に該当	許可番号 第　号

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市立市民交流プラザ条例施行規則の一部改正（第１８条関係）　新旧対照表

新　規　則　（案）

注１　災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。
２　市は、条例第７条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第2号（第5条第1項関係）

草津市立市民交流プラザ使用許可書

年　月　日

（ふりがな）
住　所　　現場責任者
（ふりがな）
団体名　　電　話
（ふりがな）
代表者名　　様　（携帯電話）

草津市長

草津市立市民交流プラザの使用については、次のとおり許可します。

使用目的				使用人数（予定）	人	
使用日時	年　月　日（　）　時　分　～　時　分					
使用施設	・大会議室　・中会議室　・和室(A・B・C) ・小会議室1(A・B)・小会議室2(A・B)・小会議室3(A・B) ・小会議室4　・小会議室5　・小会議室6 ・創作室　・調理実習室　・音楽室 ・軽運動室1　・軽運動室2　・託児室					
営利・入場料等	有・無	内容				
使用料	施設等		付属設備			
	施設	円	チューナー	円	グランドピアノ	円
	市外	円	ワイヤレスマイク（　）	円	展示パネル（　）	円
	営利	円	有線マイク（　）	円	会議机（　）	円
	入場料	円	ピンマイク（　）	円	会議用椅子（　）	円
	持込料	円	液晶プロジェクター（大会議室）	円	パイプ椅子（　）	円
		円	簡易液晶プロジェクター		ボーダーライト	
			ビデオデッキ		サスペンションライト	

旧　規　則

別記様式第2号（第5条第1項関係）

草津市立市民交流プラザ使用許可書

年　月　日

（ふりがな）
住　所　　現場責任者
（ふりがな）
団体名　　電　話
（ふりがな）
代表者名　　様　（携帯電話）

草津市長

草津市立市民交流プラザの使用については、次のとおり許可します。

使用目的				使用人数（予定）	人	
使用日時	年　月　日（　）　時　分　～　時　分					
使用施設	・大会議室　・中会議室　・和室(A・B・C) ・小会議室1(A・B)・小会議室2(A・B)・小会議室3(A・B) ・小会議室4　・小会議室5　・小会議室6 ・創作室　・調理実習室　・音楽室 ・軽運動室1　・軽運動室2　・託児室					
営利・入場料等	有・無	内容				
使用料	施設等		付属設備			
	施設	円	チューナー	円	グランドピアノ	円
	市外	円	ワイヤレスマイク（　）	円	展示パネル（　）	円
	営利	円	有線マイク（　）	円	会議机（　）	円
	入場料	円	ピンマイク（　）	円	会議用椅子（　）	円
	持込料	円	液晶プロジェクター（大会議室）	円	パイプ椅子（　）	円
		円	簡易液晶プロジェクター		ボーダーライト	
			ビデオデッキ		サスペンションライト	

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市立市民交流プラザ条例施行規則の一部改正（第１８条関係）　新旧対照表

新　規　則　（案）

			DVDプレイヤー			
			書画カメラ			
	計	円	計	円	計	円
	備考：				合計 円	
	減免額			円	差引 円	
減免適用	草津市立市民交流プラザ条例施行規則第7条第1項第　　号に該当				許可番号 第　　号	
使用条件	遵守事項を必ず守ること。					

（裏面）

1　使用許可の取消し等

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

(1)　法令の規定に違反して使用しようとし、または使用したとき。

(2)　使用のための手続きに違反したとき。

(3)　使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。

(4)　使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。

(5)　災害その他公益上必要が生じたとき。

(6)　その他市長が使用を不適当と認めるとき。

2　使用料の返還

次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。

(1)　災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき　全額

(2)　市民交流プラザの管理上の都合により施設を使用できないとき　全額

(3)　条例第５条第１項の規定により使用を許可された者が、使用日の２月前の日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき　７割相当額

(4)　条例第５条第１項の規定により使用を許可された者が、使用日の２月前の日の翌日から７日前の日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき　５割相当額

(5)　市長が特に還付する必要があると認めるとき　市長が定める額

3　損害賠償

(1)　使用者が、市民交流プラザの設備等を汚損し、破損し、もしくは滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償していただきます。

(2)　市は、条例第7条の規定による使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

旧　規　則

			DVDプレイヤー			
			書画カメラ			
	計	円	計	円	計	円
	備考：				合計 円	
	減免額			円	差引 円	
減免適用	草津市立市民交流プラザ条例施行規則第7条第1項第　　号に該当				許可番号 第　　号	
使用条件	遵守事項を必ず守ること。					

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市立市民交流プラザ条例施行規則の一部改正（第１８条関係）　新旧対照表

新　規　則　（案）	旧　規　則
●遵守事項 当館が、皆様にいつまでも気持ち良く御利用いただけますよう次の事柄について御了承願います。 1　部屋には定数の机や椅子しかありません。人数が増え、机や椅子が必要な場合は別途貸し出し(有料)をいたします。 2　許可を受けないで物品を、展示もしくは販売またはこれに類する行為はしないでください。 3　許可を受けないで印刷物等を壁などに貼ったり配布しないでください。 4　所定の場所以外において飲食をしないでください。 5　火気を使用しないでください。また危険物を持ち込まないでください。 6　使用を許可されていない施設や付属設備を使用しないでください。 7　許可を受けないで付属設備を所定の場所以外に持ち出さないでください。 8　騒音を発したり、暴力をふるうなど、他の人に迷惑となる行為をしないでください。 9　開館は午前9時、閉館は午後9時です。 この時間に合わせてスケジュールを組んでください。この時間より早く使用したり、遅くまで使用したりすることはできません。 10　部屋の机や椅子は常時所定の位置に配置しておりますので、動かされた場合は必ず元の位置に戻してください。 11　湯飲みやポットなどは湯沸かし室にありますので、御利用ください。使用後は洗って、元の所へお返しください。 12　全館禁煙です。 13　携帯電話の使用は、他の人の迷惑にならないようにしてください。 14　和室の使用後は、必ず掃除機を掛けてください。 15　窓の開閉は行わないでください。 16　現場責任者は必ず利用時間帯には常駐してください。 17　その他職員の指示に従ってください。 「審査請求について」 1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。 2　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。 3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由	●遵守事項 当館が、皆様にいつまでも気持ち良く御利用いただけますよう次の事柄について御了承願います。 1　部屋には定数の机や椅子しかありません。人数が増え、机や椅子が必要な場合は別途貸し出し(有料)をいたします。 2　許可を受けないで物品を、展示もしくは販売またはこれに類する行為はしないでください。 3　許可を受けないで印刷物等を壁などに貼ったり配布しないでください。 4　所定の場所以外において飲食をしないでください。 5　火気を使用しないでください。また危険物を持ち込まないでください。 6　使用を許可されていない施設や付属設備を使用しないでください。 7　許可を受けないで付属設備を所定の場所以外に持ち出さないでください。 8　騒音を発したり、暴力をふるうなど、他の人に迷惑となる行為をしないでください。 9　開館は午前9時、閉館は午後9時です。 この時間に合わせてスケジュールを組んでください。この時間より早く使用したり、遅くまで使用したりすることはできません。 10　部屋の机や椅子は常時所定の位置に配置しておりますので、動かされた場合は必ず元の位置に戻してください。 11　湯飲みやポットなどは湯沸かし室にありますので、御利用ください。使用後は洗って、元の所へお返しください。 12　全館禁煙です。 13　携帯電話の使用は、他の人の迷惑にならないようにしてください。 14　和室の使用後は、必ず掃除機を掛けてください。 15　窓の開閉は行わないでください。 16　現場責任者は必ず利用時間帯には常駐してください。 17　その他職員の指示に従ってください。 ※　裏面記載の「審査請求について」をお読みください。 「審査請求について」 1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。 2　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。 3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市立市民交流プラザ条例施行規則の一部改正（第１８条関係）　新旧対照表

新　規　則　（案）	旧　規　則
があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 別記様式第３号～別記様式第４号　（略）	があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 別記様式第３号～別記様式第４号　（略）

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則

草津市都市公園条例施行規則の一部改正（第１９条関係）　新旧対照表

新　規　則　（案）

第１条～第６条　（略）

（使用料の還付）

第７条　条例第１３条第４項ただし書の特別な理由は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定める額を還付する。

(1)　災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき　全額

(2)～(6)　（略）

２　（略）

第８条～第１４条　（略）

別表第１～別表第３　（略）

別記様式第１号～別記様式第１２号　（略）

別記様式１３号（第１３条第１３号関係）

有料公園施設使用許可申請書

年　月　日

宛

申請者　住　所
団体名
氏名または
代表者名　　印
電　話

有料公園施設を使用したいので、下記のとおり申請します。

記

使用施設	都市公園名				有料公園施設の名称						
使用目的					使用区分	専用使用・個人使用（時間帯区分・時間割区分）					
使用日時	年　月　日（　曜日）　時　分から　時　分まで										
使用中の責任者	氏名		住所				使用予定人員				
入場料徴収等の有無	有・無	特別な設備等の有無	有・無	内容							
使用料	施設	使用料	円	減免額	円	計　円	合計　円				
		時間延長使用料（算出基礎）	円	（　時　分から　時　分まで　円×　時間×0.5＝　円）							
	多目的室、会議室、小会議室、控室1・2、控室３・４	使用料		減免額	円	計　円					
	電灯使用料	時　分から　時　分まで	灯×　時間　円	円							
	冷暖房使用料	時　分から　時　分まで	円	円							
	電気、ガス、水道料	時　分から　時　分まで	円								
	付属設備	単位	円	単位	円	計　円					
	特別な装置等	内容	円×0.5	円							
決裁				許可番号							

注１　災害その他公益上必要が生じた場合に、使用の許可を取り消し、またはその効力を停止し、もしくはその条件を変更することがあります。

２　市は、条例第１７条の規定による使用の許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

別記様式第１４条　（略）

別記様式第１５号（第１３条第１５号関係）

旧　規　則

第１条～第１４条　（略）

（使用料の還付）

第７条　条例第１３条第４項ただし書の特別な理由は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定める額を還付する。

(1)　天災・地変等により施設を使用できないとき　全額

(2)～(6)　（略）

２　（略）

第８条～第１４条　（略）

別表第１～別表第３　（略）

別記様式第１号～別記様式第１２号　（略）

別記様式１３号（第１３条第１３号関係）

有料公園施設使用許可申請書

年　月　日

宛

申請者　住　所
団体名
氏名または
代表者名　　印
電　話

有料公園施設を使用したいので、下記のとおり申請します。

記

使用施設	都市公園名				有料公園施設の名称						
使用目的					使用区分	専用使用・個人使用（時間帯区分・時間割区分）					
使用日時	年　月　日（　曜日）　時　分から　時　分まで										
使用中の責任者	氏名		住所				使用予定人員				
入場料徴収等の有無	有・無	特別な設備等の有無	有・無	内容							
使用料	施設	使用料	円	減免額	円	計　円	合計　円				
		時間延長使用料（算出基礎）	円	（　時　分から　時　分まで　円×　時間×0.5＝　円）							
	多目的室、会議室、小会議室、控室1・2、控室３・４	使用料		減免額	円	計　円					
	電灯使用料	時　分から　時　分まで	灯×　時間　円	円							
	冷暖房使用料	時　分から　時　分まで	円	円							
	電気、ガス、水道料	時　分から　時　分まで	円								
	付属設備	単位	円	単位	円	計　円					
	特別な装置等	内容	円×0.5	円							
決裁				許可番号							

別記様式第１４条　（略）

別記様式第１５号（第１３条第１５号関係）

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市都市公園条例施行規則の一部改正（第１９条関係）　新旧対照表

新　規　則　（案）

有料公園施設使用許可書

年　月　日

＿＿＿＿＿＿＿＿宛

＿＿＿＿＿＿＿＿印

有料公園施設の使用については、下記のとおり許可します。

記

使用施設	都市公園名			有料公園施設の名称			
使用目的				使用区分	専用使用・個人使用（時間帯区分・時間割区分）		
使用日時	年　月　日（　曜日）　時　分から　時　分まで						
使用中の責任者	氏名		住所		使用予定人員		
入場料徴収等の有無	有・無	特別な設備等の有無	有・無	内容			
使用料	施設	使用料	円	減免額	円	計　円	合計　円
		時間延長使用料（算出基礎）	円				
		（　時　分から　時　分まで　円×　時間×0.5＝　円）					
	多目的室、会議室、小会議室、控室1・2、控室3・4	使用料		減免額	円	計　円	
	電灯使用料	時　分から　時　分まで		灯　×　時間　円		円	
	冷暖房使用料	時　分から　時　分まで		円		円	
	電気、ガス、水道料	時　分から　時　分まで				円	
	付属設備		単位　円		単位　円	計　円	
	特別な装置等	内容		円×0.5		円	
許可の条件	裏面の遵守事項を守ること。						

※　使用に当たっては、この許可書を当該施設に提出してください。

（市長が許可をする場合）

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（指定管理者が許可をする場合）

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過

旧　規　則

有料公園施設使用許可書

年　月　日

＿＿＿＿＿＿＿＿宛

＿＿＿＿＿＿＿＿印

有料公園施設の使用については、下記のとおり許可します。

記

使用施設	都市公園名			有料公園施設の名称			
使用目的				使用区分	専用使用・個人使用（時間帯区分・時間割区分）		
使用日時	年　月　日（　曜日）　時　分から　時　分まで						
使用中の責任者	氏名		住所		使用予定人員		
入場料徴収等の有無	有・無	特別な設備等の有無	有・無	内容			
使用料	施設	使用料	円	減免額	円	計　円	合計　円
		時間延長使用料（算出基礎）	円				
		（　時　分から　時　分まで　円×　時間×0.5＝　円）					
	多目的室、会議室、小会議室、控室1・2、控室3・4	使用料		減免額	円	計　円	
	電灯使用料	時　分から　時　分まで		灯　×　時間　円		円	
	冷暖房使用料	時　分から　時　分まで		円		円	
	電気、ガス、水道料	時　分から　時　分まで				円	
	付属設備		単位　円		単位　円	計　円	
	特別な装置等	内容		円×0.5		円	
許可の条件	裏面の遵守事項を守ること。						

※　使用に当たっては、この許可書を当該施設に提出してください。

（市長が許可をする場合）

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（指定管理者が許可をする場合）

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則

草津市都市公園条例施行規則の一部改正（第１９条関係）　　新旧対照表

新　規　則　（案）	旧　規　則
した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 遵守事項 (1)　許可を受けた目的以外に使用し、または使用の権利を転貸しないこと。 (2)　決められた場所以外に諸車を乗り入れないこと。 (3)　許可された使用時間を厳守し、使用時間内で使用した場所の整理および清掃を行うこと。 (4)　ごみ等は、分別して決められた場所まで搬出すること。 (5)　はり紙、ポスター等の貼付または危険物の持込みを行わないこと。 (6)　飲酒、暴力その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。 (7)　火気を使用しないようにし、火災予防に万全を期すこと。 (8)　灰皿のない所では喫煙しないこと。 (9)　許可を受けた特別な設備等または付属設備以外のものを使用しないこと。 (10)　第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任において解決すること。 (11)　施設、設備等を損傷または汚損したときは、原形に復し、またはその損害を賠償すること。 (12)　使用した付属設備は、整理して元の場所に返却すること。 (13)　災害その他公益上必要が生じた場合に、使用の許可を取り消し、またはその効力を停止し、もしくはその条件を変更することがあります。 (14)　災害その他公益上必要があり施設を使用できないときは、使用料の全額を返還します。 (15)　市は、条例第１７条の規定による使用の許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。 別記様式第１５号の２～別記様式第１９号　（略）	した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 遵守事項 (1)　許可を受けた目的以外に使用し、または使用の権利を転貸しないこと。 (2)　決められた場所以外に諸車を乗り入れないこと。 (3)　許可された使用時間を厳守し、使用時間内で使用した場所の整理および清掃を行うこと。 (4)　ごみ、すいがら等は、分別して決められた場所まで搬出すること。 (5)　はり紙、ポスター等の貼付または危険物の持込みを行わないこと。 (6)　飲酒、暴力その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。 (7)　火気を使用しないようにし、火災予防に万全を期すこと。 (8)　灰皿のない所では喫煙しないこと。 (9)　許可を受けた特別な設備等または付属設備以外のものを使用しないこと。 (10)　第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任において解決すること。 (11)　施設、設備等を損傷または汚損したときは、原形に復し、またはその損害を賠償すること。 (12)　使用した付属設備は、整理して元の場所に返却すること。 別記様式第１５号の２～別記様式１９号　（略）

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市駅前広場管理条例施行規則の一部改正（第２０条関係）　新旧対照表

新　規　則　（案）	旧　規　則
第１条～第８条　（略）	第１条～第８条　（略）
別記様式第１号（第２条第１項関係） 駅前広場占用許可申請書 年　月　日 草津市長　宛 住　所 氏　名　印 下記事項により、広場を占用したいので、草津市駅前広場管理条例第3条の規定により申請します。 記 占用場所 占用面積 占用目的 占用期間 その他 注　1　施設物、および工作物を設置する場合は、位置図および構造図を添付すること。 2　申請用紙は、A4判とする。 3　災害その他公益上必要が生じた場合に、占用許可を取り消し、または占用を停止し、もしくは制限することがある。 4　市は、条例第４条の規定による占用許可の取消し等によって占用者が被った損害について、賠償の責を負わない。	別記様式第１号（第２条第１項関係） 駅前広場占用許可申請書 年　月　日 草津市長　様 住　所 氏　名　印 下記事項により、広場を占用したいので、草津市駅前広場管理条例第3条の規定により申請します。 記 占用場所 占用面積 占用目的 占用期間 そ の 他 注　1　施設物、および工作物を設置する場合は、位置図および構造図を添付すること。 2　申請用紙は、A4判とする。
別記様式第２号（第２条第１項関係） 駅前広場占用目的変更申請書	別記様式第２号（第２条第１項関係） 駅前広場占用目的変更申請書

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市駅前広場管理条例施行規則の一部改正（第２０条関係）　新旧対照表

新　規　則　（案）	旧　規　則
年　月　日 草津市長　宛 住　所 氏　名　印 下記事項により、広場の占用目的を変更したいので、草津市駅前広場管理条例第3条の規定により申請します。 記 占用変更の理由 既占用期間 既占用許可の日付および許可番号 その他 注　1　施設物および工作物の設置変更の場合は、位置図および構造図を添付すること。 2　申請用紙は、A4判とする。 3　災害その他公益上必要が生じた場合に、占用許可を取り消し、または占用を停止し、もしくは制限することがある。 4　市は、条例第４条の規定による占用許可の取消し等によって占用者が被った損害について、賠償の責を負わない。 別記様式第３号（第２条第２項関係） 駅前広場(変更)占用許可書 第　号 年　月　日 住　所 氏　名　様 草津市長　印 年　月　日付けで申請のありました駅前広場の占用につ	年　月　日 草津市長　様 住　所 氏　名　印 下記事項により、広場の占用目的を変更したいので、草津市駅前広場管理条例第3条の規定により申請します。 記 占用変更の理由 既占用期間 既占用許可の日付および許可番号 そ　の　他 注　1　施設物および工作物の設置変更の場合は、位置図および構造図を添付すること。 2　申請用紙は、A4判とする。 別記様式第３号（第２条第２項関係） 駅前広場(変更)占用許可書 第　号 年　月　日 住　所 氏　名　様 草津市長　印 年　月　日付けで申請のありました駅前広場の占用につ

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市駅前広場管理条例施行規則の一部改正（第２０条関係）　新旧対照表

新　規　則　（案）	旧　規　則
いて、草津市駅前広場管理条例第3条の規定により次のとおり許可します。 記 占用場所 占用面積 占用目的 占用期間 その他の占用事項 許可条件 (1)　次のいずれかに該当するときは、占用許可を取り消し、または占用を停止し、もしくは制限することがある。 ①　法令の規定に違反して占用しようとし、または占用したとき。 ②　占用のための手続きに違反したとき。 ③　占用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。 ④　占用に関して、管理者の指示に違反し、または占用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。 ⑤　災害その他公益上必要が生じたとき。 ⑥　その他市長が占用を不適当と認めるとき。 (2)　占用者の責めに帰さない理由により占用の許可を取り消した場合には、取り消した日の属する月の翌月以降の残月数に対応する分の占用料は還付する。 (3)　占用者が、駅前広場の設備等を汚損し、破損し、もしくは滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償すること。 (4)　市は、条例第４条の規定による占用許可の取消し等によって占用者が被った損害について、賠償の責を負わない。 (5)　草津市駅前広場管理条例を厳守すること。また、他の法令等に基づく許可（道路使用許可など）、承認、届出等を要する場合は、所定の手続きを経たうえ、占用すること。 (6)　占用場所については許可期間中であっても変更を命じることがある。 (7)　この許可にかかる行為に起因して駅前広場その他の施設に損傷	いて、草津市駅前広場管理条例第3条の規定により次のとおり許可します。 記 占用場所 占用面積 占用目的 占用期間 その他の占用事項 駅前広場の占用許可については、従来から申請に対して個別の許可条件を記載していますが、今回の改正に併せて、すべての占用許可に共通する許可条件を規定します。

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市駅前広場管理条例施行規則の一部改正（第２０条関係）　新旧対照表

新　規　則　（案）	旧　規　則
を与え、もしくは第三者に損害を与えた場合または第三者から苦情があった場合には、すみやかに草津市長に届けるとともにこれの解決と損害賠償はすべて占用者で行うこと。 その他許可条件について、申請物件の内容によっては付すことがある。	
別記様式第４号～別記様式第６号（略） 別記様式第７号(第５条第１項関係) 駅前広場継続占用許可申請書 年　月　日 草津市長　宛 住　所 氏　名　印 下記事項により広場の占用を継続したいので、草津市駅前広場管理条例第5条第2項の規定により申請します。 記 継続占用の理由 継続占用の期間 既占用許可の日付および許可番号 その他 注　1　施設物および工作物の場合は、位置図および構造図を添付すること。 2　申請用紙は、A4判とする。 3　災害その他公益上必要が生じた場合に、占用許可を取り消し、または占用を停止し、もしくは制限することがある。 4　市は、条例第４条の規定による占用許可の取消し等によって占用者が被った損害について、賠償の責を負わない。	別記様式第４号～別記様式第６号（略） 別記様式第７号(第５条第１項関係) 駅前広場継続占用許可申請書 年　月　日 草津市長　様 住　所 氏　名　印 下記事項により広場の占用を継続したいので、草津市駅前広場管理条例第5条第2項の規定により申請します。 記 継続占用の理由 継続占用の期間 既占用許可の日付および許可番号 その他 注　1　施設物および工作物の場合は、位置図および構造図を添付すること。 2　申請用紙は、A4判とする。
別記様式第８号(第５条第２項関係)	

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市駅前広場管理条例施行規則の一部改正（第２０条関係）　新旧対照表

新　規　則　（案）	旧　規　則
駅前広場継続占用許可書 第　　号 年　月　日 住　所 氏　名　　様 草津市長　　印 年　月　日付けで申請のありました駅前広場の継続占用について、草津市駅前広場管理条例第5条第2項の規定により次のとおり許可します。 記 占用場所 占用面積 占用目的 占用期間 その他の占用事項 許可条件 (1)　次のいずれかに該当するときは、占用許可を取り消し、または占用を停止し、もしくは制限することがある。 ①　法令の規定に違反して占用しようとし、または占用したとき。 ②　占用のための手続きに違反したとき。 ③　占用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。 ④　占用に関して、管理者の指示に違反し、または占用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。 ⑤　災害その他公益上必要が生じたとき。 ⑥　その他市長が占用を不適当と認めるとき。 (2)　占用者の責めに帰さない理由により占用の許可を取り消した場合には、取り消した日の属する月の翌月以降の残月数に対応する分の占用料は還付する。 (3)　占用者が、駅前広場の設備等を汚損し、破損し、もしくは滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害につい	別記様式第８号（第５条第２項関係） 駅前広場継続占用許可書 第　　号 年　月　日 住　所 氏　名　　様 草津市長　　印 年　月　日付けで申請のありました駅前広場の継続占用について、草津市駅前広場管理条例第5条第2項の規定により次のとおり許可します。 記 占用場所 占用面積 占用目的 占用期間 その他の占用事項

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市駅前広場管理条例施行規則の一部改正（第２０条関係）　新旧対照表

新　規　則　（案）	旧　規　則
て賠償すること。 (4)　市は、条例第４条の規定による占用許可の取消し等によって占用者が被った損害について、賠償の責を負わない。 (5)　草津市駅前広場管理条例を厳守すること。 (6)　占用期間満了後も引き続き占用をしようとするときは、期間満了の３０日前までに継続の許可申請を受けること。 (7)　占用を廃止するときは、すみやかに占用廃止届を提出し市の指示に従うこと。 (8)　駅前広場管理上必要があるときは、本許可を取り消し、占用者の負担で原状回復を命ずることがある。 (9)　この許可にかかる行為に起因して駅前広場その他の施設に損傷を与え、もしくは第三者に損害を与えた場合または第三者から苦情があった場合には、すみやかに草津市長に届け出るとともにこれの解決と損害賠償はすべて占用者で行うこと。 その他許可条件について、申請物件の内容によっては付すことがある。 別記様式第９号（第７条第１項関係） 駅前広場占用料減免申請書 年　月　日 草津市長　宛 住　所 氏　名　印 駅前広場の占用について、草津市駅前広場管理条例第10条の規定に基づき次の理由により占用料の減免を申請します。 記 減免理由	別記様式第９号（第７条第１項関係） 駅前広場占用料減免申請書 年　月　日 草津市長　様 住　所 氏　名　印 駅前広場の占用について、草津市駅前広場管理条例第10条の規定に基づき次の理由により占用料の減免を申請します。 記 減免理由

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
草津市駅前広場管理条例施行規則の一部改正（第２０条関係）　　新旧対照表

新　規　則　（案）	旧　規　則
注　1　減免理由を明らかにした書類を添付すること。 　　2　申請用紙は、A4判とする。 別記様式第１０号～別記様式第１１号　（略）	注　1　減免理由を明らかにした書類を添付すること。 　　2　申請用紙は、A4判とする。 別記様式第１０号～別記様式第１１号　（略）

草津市立まちづくりセンター条例施行規則等の一部を改正する規則
（付則関係）　新旧対照表

新　規　則　（案）	旧　規　則
付　則 （施行期日） 1　この規則は、公布の日から施行する。 （様式に関する経過措置） 2　この規則の施行の際現にあるこの規則による関係規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。	

草津市家庭学習のための通信機器貸与事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、感染症の流行や自然災害等により、学校での授業を行うことができない状況下等においても、インターネットを利用して家庭学習が可能となる環境を整備することにより、子どもたちの学習を保障することを目的に、モバイルルーター等のＬＴＥ通信機器（以下「機器」という。）を貸与する事業の実施に関し、必要な事項を定める。

（利用対象者）

第２条　機器を利用することができる者（以下「対象者」という。）は、草津市立の小学校または中学校に在学し、かつ、インターネットを利用した家庭学習が可能な環境が自宅に整備されていない児童生徒とする。

（貸与の申請）

第３条　機器の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、家庭学習のための通信機器貸与申請書（別記様式第１号）を市長に提出するものとする。

２　前項に定める申請者は、前条に定める対象者の保護者とする。

（許可決定等）

第４条　市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、貸与の可否を決定し、家庭学習のための通信機器貸与決定（却下）通知書（別記様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により貸与の決定をしたときは、機器の貸与の決定を受けた者（以下「利用者」という。）を家庭学習のための通信機器貸与事業利用者名簿（以下「利用者名簿」という。）に登録するものとする。

（貸与）

第５条　市長は、学校長と協議の上、インターネットを利用した家庭学習を実施しようとするときに利用者に機器を貸与するものとする。

２　機器の貸与期間、通信可能期間およびデータ量は、学校長と協議の上、市長が決定し、家庭学習のための通信機器貸与期間決定通知書（別記様式第３号）により、利用者に通知するものとする。

３　利用者は、前項の規定により通知された貸与期間が満了したとき、速やかに市長に機器を返却しなければならない。

（費用の負担）

第６条　利用者は、機器の貸与を受けた期間の通信に要する費用を負担しなければならない。

２　機器の通信に要する費用は、別に市長が定める。

３　利用者は、前項に規定する機器の通信に要する費用を市に納付するものとし、必要に応じて学校長を通じて納付することができるものとする。

４　利用者が草津市就学援助費給付要綱（平成２９年草津市告示第３２２号）第３条に規定する準要保護者であって市長が認めるものは、機器の通信に要する費用の負担を免除することができる。

５　前項の規定による免除を受けようとする者は、家庭学習のための通信機器貸与事業の通信費免除に係る閲覧調査承諾書（別記様式第４号）を第３条第１項に規定する利用申請の際併せて市長に提出するものとする。

（機器の管理および譲渡等の禁止）

第７条　利用者および対象者は、機器を善良な管理者の注意をもって使用するものとし、故意または重大な過失により機器を亡失し、破損し、または故障させたときは、利用者がその補てんに要する費用を負担するものとする。

2　利用者は、機器を譲渡し、転貸し、その他市長が認める家庭学習の目的以外に使用してはならない。

（異動の届出）

第８条　利用者は、家庭学習のための通信機器貸与申請書の内容に変更が生じたときは、家庭学習のための通信機器貸与異動（変更）届出書（別記様式第５号）を市長に提出しなければならない。

2　市長は、前項の規定による届出を受けたときは、利用者名簿の登録内容を変更するものとする。

（利用の停止）

第９条　利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、家庭学習のための通信機器貸与異動（変更）届出書（別記様式第５号）を市長に提出しなければならない。

(1)　対象者が第２条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2)　機器の貸与の利用を止めるとき。

2　市長は、前項の規定による届出を受けたときは、貸与の決定を取り消し、利用者名簿から削除するものとする。

3　市長は、前項の規定にかかわらず、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与の決定を取り消し、利用者名簿から削除することができる。

(1)　対象者が第２条に規定する要件に該当しないことが明らかになったとき。

(2)　利用者が機器の通信に要する費用を市長が別に定める期日までに納入せず、督促を行ってもなお費用の納入がないとき。

(3)　その他不適切な利用があったと認めるとき。

（細目）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付　則

この要綱は、令和２年１１月２４日から施行する。

様式第１号（第３条第１項関係）

家庭学習のための通信機器貸与申請書

年　　月　　日

草津市長　　宛

申請者　住所

氏名

電話

（対象者との続柄：　　）

下記のとおり、通信機器の利用をしたいので、遵守事項を確認のうえ貸与の申請をします。

対象者	氏名	
	学校	草津市立　　学校 （　　年　　組）

遵守事項

□　私は、善良な管理者の注意をもって機器を使用します。

□　私は、機器を市長が認める家庭学習の目的以外に使用しません。

□　私は、貸与期間が満了したときは、速やかに機器（付属品を含む）を返却します。

□　私は、機器の通信にかかる費用を、免除される場合を除き負担します。

□　私は、故意または重大な過失により機器を亡失し、破損し、または故障させたときは、その補てんに要する費用を負担します。

様式第２号（第４条第１項関係）

家庭学習のための通信機器貸与決定（却下）通知書

第　　号

年　　月　　日

様

草津市長

年　　月　　日付けで申請のありました家庭学習のための通信機器の貸与について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

１．利用を許可します。

(1) 対象者

氏名	
学校名	草津市立　　学校

(2) 通信費の負担

□　負担ください。

□　免除します。

２．申請を却下します。

（理由）

様式第３号（第５条第２項関係）

家庭学習のための通信機器貸与期間決定通知書

第　　号

年　　月　　日

様

草津市長

家庭学習のための通信機器の貸与について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

１．対象者

氏名	
学校名	草津市立　　学校

２．貸与期間

年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

３．通信機器の通信可能期間とデータ量

・通信可能期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

・データ量　　ＧＢ

様式第４号（第６条第５項関係）

家庭学習のための通信機器貸与事業の通信費免除に係る閲覧調査承諾書

年　　月　　日

草津市長　　宛

家庭学習のための通信機器の利用にかかわって、通信費の免除に該当するものとして判断するにあたり、草津市就学援助費の給付認定に関する資料の閲覧調査されることを承諾します。

保護者	住所	
	氏名	
機器の貸与を受けようとする子	学校名	草津市立　　学校 （　　年　　組）
	氏名	

様式第５号（第８条第１項および第９条第１項関係）

家庭学習のための通信機器貸与異動（変更）届出書

年　　月　　日

草津市長　　宛

申請者　住所

氏名

電話

（対象者との続柄：　　）

家庭学習のための通信機器の利用にかかわって、下記のとおり異動（変更）しましたので届け出ます。

記

<table>
<tr><td rowspan="2">対象者</td><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>学校</td><td>草津市立　　学校</td></tr>
<tr><td rowspan="6">異動事項</td><td colspan="2">□　申請内容について下記のとおり変更が生じた。</td></tr>
<tr><td>変更内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">□　通信機器の利用を終了する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">理由</td><td>□　自宅でインターネットを利用した家庭学習ができる環境を整備した。</td></tr>
<tr><td>□　その他
（　　）</td></tr>
</table>

令和3年度草津市立幼稚園・認定こども園（教育認定）入園状況

一次・二次申込結果（R2.11.18時点）

No.	施設名	3歳児					4歳児					5歳児				
		募集人員	申込み数	新規決定	空き状況	待機登録	募集人員	申込み数	新規決定	空き状況	待機登録	募集人員	申込み数	新規決定	空き状況	待機登録
1	矢倉幼稚園						30	3	3	27	0	17	0	0	17	0
2	草津中央おひさまこども園	20	33	20	0	11	6	6	6	0	0	1	0	0	1	0
3	矢橋ふたばこども園	8	4	4	4	0	4	2	2	2	0	2	0	0	2	0
4	笠縫東こども園	30	29	29	1	0	16	3	3	13	0	3	1	1	2	0
5	志津こども園	45	37	37	8	0	15	3	3	12	0	2	1	1	1	0
6	山田こども園	22	22	22	0	0	7	0	0	7	0	6	0	0	6	0
7	玉川こども園	45	20	17	28	0	29	2	2	27	0	31	1	1	30	0
8	常盤こども園	20	12	12	8	0	4	0	0	4	0	17	1	1	16	0
9	老上こども園	45	35	35	10	0	20	2	2	18	0	19	0	0	19	0
10	笠縫こども園	40	19	19	21	0	42	25	25	17	0	20	3	3	17	0

：抽選

※申込み数は決定日以前に取り下げ、または決定日当日に欠席した方は除外しています。

報告3

寄付受け入れ報告

寄付品目	数量	単価 円	価格 円	住所・氏名　等	寄付年月日	受納場所
児童用図書（1校あたり26冊）			1,301,622	大津市におの浜一丁目1－3 綾羽株式会社大津本社ビル内 （公財）河本文教福祉振興会 理事長　日高　勇	令和2年 11月	市内小学校
小計			1,301,622			
生徒用図書（1校あたり23冊）			493,020	大津市におの浜一丁目1－3 綾羽株式会社大津本社ビル内 （公財）河本文教福祉振興会 理事長　日高　勇	令和2年 11月	市内中学校
小計			493,020			
年賀状	5,484		387,718	草津市東草津二丁目3－54 トヨタカローラ滋賀株式会社 代表取締役　岩城　正憲	令和2年 12月9日	市内小学校
小計			387,718			
年賀状	1,447		91,161	草津市野路一丁目4－20 大和ハウス工業㈱滋賀支社 支社長　太田　尚典	令和2年 12月11日	市内小学校
小計			91,161			
年賀状	1,433		106,232	草津市北山田町280－7 未来循環株式会社 代表取締役　中井　良治	令和2年 12月11日	市内小学校
小計			106,232			
ふる里料理食育DVD	20	500	10,000	草津市矢橋町115－7 滋賀県調理師会草津支部	令和2年 12月3日	市内小中学校
小計			10,000			

寄付受け入れ報告

寄付品目	数量	単価 円	価格 円	住所・氏名　等	寄付年月日	受納場所
飛沫防止透明パーテーション	23	1,300	29,900	草津市下物町	令和2年	常盤小学校
接着テープ	1	100	100	常盤学区更生保護女性会子どもクラブ	12月8日	
小計			30,000			
サッカーボール	1	不明	不明	栗東市綣九丁目	令和2年	市内小中学校
				鳥越　拓	12月以降随時	
小計			不明			
米	270	233	62,910	草津市下物町	令和2年	公立幼稚園
				草津市の農業を支える担い手農家有志	12月23日	・認定こども園他
小計			62,910			
合計			2,419,753			